

ID: 130

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場条例 第8条第1項		
例規番号	昭和49年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第8条第1項の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める額の使用料(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加算した額を含む。以下本条において同じ。)を町長が発行する納入告知書により納入しなければならない。</p> <p>2 すでに納入した使用料は返還しない。ただし、町の責めに帰すべき事由により使用できなくなったときその他特別の理由があるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日